

## 児童扶養手当制度

児童扶養手当は、離婚などの理由で父または母と生計を別にしていて、児童を養育する家庭に支給されます。

問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎) ☎(242)1159

### ● 手当の支給

手当の支給額は、受給資格者および扶養義務者(同居している親など)の所得に応じて区分されます。この区分は毎年、受給資格者から提出される「現況届」の審査状況で見直しがあります。

|                                |
|--------------------------------|
| 支給対象児童1人の場合                    |
| 全部支給：月額41,430円                 |
| 一部支給：月額41,420円                 |
| 支給対象児童2人目<br>月額5,000円加算        |
| 支給対象児童3人目以降<br>1人につき月額3,000円加算 |

※なお、所得制限があり、所得が限度額以上ある場合は支給停止となります。

### ● 認定請求の受付

子育て支援課で相談・請求の受け付けを行います。詳しくはお問い合わせください。

### 現況届は忘れずに！

提出期限 8月31日(金)

## 障がいがある人への各種手当

問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班(西合志庁舎) ☎(242)1149

各手当には所得制限・障がい程度などの支給要件があります。詳しくはお問い合わせください。

### ● 障害児福祉手当(月額14,280円)

身体・知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。

### ● 特別障害者手当(月額26,260円)

身体・知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給されます。

※施設などの入所者、病院や診療所に継続して3カ月を超えて入院している人には支給されません。

### ● 特別児童扶養手当

心身に一定以上の障がいがある20歳未満の児童を養育する人に、障がいの程度に応じ、支給されます。

1級(月額50,400円)  
2級(月額33,570円)  
※児童福祉施設などの入所者には支給されません。

児童扶養手当を受けている人は、受給資格要件の確認および支給額区分を決定するために、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届」を提出することになっています。この「現況届」の提出がなければ8月以降の手当の支給がなくなります。現況届の案内は、個別に通知します。また、現況届を2年間提出しないと手当の受給権がなくなります。忘れずに届出を行ってください。期間中、どうしても都合がつかない場合はご連絡ください。

### 事実婚の通報ができています

事実婚とは、夫婦としての共同生活と認められる事実関係(ひんぱんな定期的訪問があつて、定期的な生計費の補助を受けているなど、同居の有無を問わない。)が存在することをいいます。事実婚の場合は、児童扶養手当受給対象外となりますので、もし、児童扶養手当を受けている人で事実婚とみられるようなことがあれば、すみやかに届出をしてください。

### 現況届は忘れずに！

#### 障害児福祉手当

#### 特別障害者手当

#### 特別児童扶養手当

経過的福祉手当(従来の福祉手当を受けている人)

これらの手当を受けている人は、受給資格要件を確認するために、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届」を提出することになっています。「現況届」の案内は、手当を受けている人に通知します。この「現況届」の提出がなければ8月以降の手当の支給を受けられなくなりますので、忘れずに届出を行ってください。期間中、どうしても都合のつかない場合はご連絡ください。

### ● 提出期間

8月13日(月)～31日(金)

### ● 提出場所

福祉課(西合志庁舎)



## ひとり親家庭等医療費助成制度

市では、ひとり親家庭の生活安定と福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭(父子母子家庭)などの医療費の一部を助成しています。

問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎) ☎(242)1159

### ● 助成対象者

次のすべてを満たす人が対象となります。

- ・国民健康保険法の規定による被保険者または社会保険各法の規定による被保険者もしくは被扶養者
- ・市内に住所を有する母子家庭の母もしくは父子家庭の父およびその者に扶養されている児童または父母のない児童
- ※所得制限があります。

### ● 助成対象期間

児童  
18歳に達する日以降最初の3月31日まで

### ・ 父・母など

児童が20歳に達する月末まで(ただし児童を扶養している場合)

### ● 助成額

助成対象者が一部負担金を支払った場合に支払額の3分の2に相当する額を助成します。

ただし、加入保険による付加給付

などがあるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成します。

### 更新手続きが必要です！

毎年、8月1日時点の資格確認を行いますので、個別に関係書類の提出を忘れずに行ってください。(該当者あてに個別に通知します)

また、住所、氏名、加入保険、世帯の構成などに変更があれば変更届を提出する必要がありますので手続きをお願いします。



## 若手女性農業者情報交換会を開催します

申し込み・問い合わせ先 農政課(合志庁舎) ☎(248)1445

### ● 対象

- ・ 市内在住の40歳前後までの女性で、次の条件に該当する人
- ・ 現在、農業に従事している人
- ・ 現在、家族が農業に従事しており、今後一緒に農業をやりたいと考えている人

※市外の人でも、40歳前後までの女性で、次の条件に該当する人は参加できます

- ・ 現在、市内で農業に従事している人
- ・ 現在、家族が市内で農業に従事しており、今後一緒に農業をやりたいと考えている人

### ● 参加費 500円(昼食代)

### ● 申込期限

8月16日(木)

電話でお申し込みください。

### ● 主催

合志市担い手育成総合支援協議会  
合志市認定農業者協議会

### ② 情報交換会(昼食をとりながら)

講師 菊池地域振興局農業普及・振興課 中本 夕子さん